

○松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準  
を定める条例

令和6年7月11日

条例第43号

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「法」という。）第13条第1項の規定に基づき，幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は，法で使用する用語の例による。

（学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準）

第3条 幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準は，幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって，その基準とする。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。